

平成28年度事務事業評価実施方針

1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、北海道内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う平成28年度事務事業評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 平成28年度政策評価基本方針第2の1（5）の規定により、事務事業評価を実施する。
- (2) 実施に当たっては、事業費に加えて事務や事業の実施に係る人件費を含めたフルコストによる評価とする。
- (3) 事務事業評価に当たっては、「行財政運営方針」に基づき、歳出の削減・効率化を推進するため、施策評価や平成27年度の事務事業評価の結果等を踏まえ、事務事業の厳しい取捨選択や横断的事業の推進など、徹底した点検・検証を行い、限られた行財政資源を最大限に活用することにより、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図るものとする。

3 評価の対象

平成28年4月1日現在で平成28年度予算に計上されている事業（以下「予算事業」という。）とする。

4 評価の単位

予算事業については、平成28年度北海道予算に関する説明書の説明欄に記載の事業とする。

5 評価の視点

- (1) 事務事業の必要性（社会的ニーズに適合しているか）
- (2) 国、市町村、民間との役割分担の明確化（道が実施することが妥当か）
- (3) 事務事業の有効性（事務事業の執行が、施策の目標達成に結びついているか、事務事業の手法が施策の目的達成のために効果的かなど）
- (4) 事務事業の対象・手段
 - ア 事務事業コスト（事務事業コストのさらなる削減）
 - イ 対象・手段（事務事業の対象や手段の改善）
- (5) 執行体制の見直し
 - ア 執行体制の簡素化・効率化
 - イ 関連事務との集約化・一元化
- (6) 事務事業の緊急性・優先性
 - ア 緊急性（事務事業に緊急性はあるか）
 - イ 優先性（限られた経営資源の中で優先的に取り組む必要があるか）
- (7) 事務事業の休廃止（事務事業の休廃止は可能か）
- (8) 効果的・効率的な予算執行（予算が効果的・効率的に執行されているか）

6 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、平成28年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

7 評価の実施方法

事務事業については、上記5の評価の視点から点検・評価を実施することとし、知事が定めるマニュアルにより事務事業評価調書（以下「評価調書」という。）（別紙様式）を作成の上、8月31日までに知事に提出する。

8 外部意見の反映

評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、知事が聴取する北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）の意見など、外部意見の活用に努めるものとする。

9 評価結果の反映

評価の結果については、予算編成及び執行に適切に反映させるものとする。

10 評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果等）については、知事が行う公表に協力するとともに、委員会においても知事が作成する資料の縦覧及び配付を行うものとする。

11 政策評価の充実

政策評価を充実させるため、知事が開催する政策評価に関する研修参加機会の確保や知事の作成する評価実施マニュアルの活用など職員の資質の向上に努めるものとする。

12 道民参加の推進

- (1) 評価の実施に当たっては、知事が実施する各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会の確保に協力するとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の政策評価への反映状況について、知事の公表に協力する。

13 留意事項

- (1) 評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とする。
- (2) 評価に当たっては、知事が行う政策評価の視点を念頭に置いて行う。
- (3) 評価の時点以降において、事務事業の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに知事と協議する。

14 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。